

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年7月25日（木）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた再発防止の取組について

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた再発防止の取組について
- ・菰野高等学校野球部について

発表項目

○ 教職員の懲戒処分について

本日教職員の懲戒処分を2件行いました。差別解消条例に違反し、部落差別行為を行った小学校教諭2名を減給処分とした案件でございます。本来差別を解消し、人権が尊重される世の中を実現するために、積極的な役割を果たさなければならないはずの教育公務員が、このような悪質な部落差別行為を行い、多くの人たちの心情を傷つけ、公教育に対する皆様の信頼を損なうことになりましたことを県民の皆様に深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日7月25日です。処分の概要ですけれども、公立小学校A校教諭男性34歳及びB校教諭女性32歳を、減給10分の1、1月としました。なお、この2人の教諭は夫婦でございます。この者は土地の仲介業者に対しまして、令和5年7月7日、内容証明郵便において、被差別部落の土地は避けたい旨の意思表示を行い、また被差別部落の土地かどうかに関する錯誤を理由として、不動産売買契約の取消解除を申し出るという部落差別行為を行いました。そしてこれにより、土地の売主の心身を憔悴させるとともに、仲介業者の従業員に対し、精神的苦痛や不利益を与えました。また、令和6年2月29日には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づきまして、三重県知事より説示を受け、部落差別の解消に取り組んでいる方等、関係者に苦痛を与え、教育公務員に対する信用を大きく傷つけました。少し補足説明させていただきます。被処分者の勤務する学校名について、地域も含めて、伏せさせていただいていることについてです。近年、被差別部落を訪問し、個人住宅や地域の施設を許可なく撮影した上、差別心を煽る演出を施し、動画投稿サイトに投稿するという悪質な行為が確認されています。このように、土地の所在を暴こうという動きは県内外にあり、それを支持する一定層が存在します。こうした中、市町名や勤務校名を公表すると、この土地はどこにあるの

かと詮索が行われ、不当で差別的な動きに刺激を与えてしまう恐れがあります。先般行われました、差別解消条例に基づく知事からの説示におきましても、関係情報を結びつけるなどによって、申立人、相手方、その他の関係人の個人情報の露見や属性の暴露につながらないよう、慎重に検討された結果、単に「教育公務員」として公表されたところです。県教育委員会においても、市町名、学校名を公表することで、土地の所在が推定されることを避け、所有者の方がさらなる差別にさらされないよう配慮すべきであると考えています。また、申立人である土地の仲介業者が明らかになることで、申立人の正当な利益を害する恐れもございます。懲戒処分の公表に当たりましては通例、被処分者の学校名、職名、性別、年齢まで公表しているところですが、こうした状況に鑑みまして、学校名について公表を控えさせていただきます。今後の対応につきましては、資料の3、今後の対応、上から9行目以降に記載しておりますように、各市町教育委員会教育長や県立学校長を通じて、各学校における人権教育推進計画の見直しを進め、すべての教育活動を通じた人権教育の取組の充実を図ってまいります。具体的には、教職員研修に関する取組として、すべての教職員が部落差別の現状や、その解消のために必要な知識と人権感覚を身につけるとともに、自らの人権意識を振り返るため、研修用動画の視聴による研修と研修リーフレットを活用した校内研修を、すべての公立学校で実施いたします。

○ 三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた再発防止の取組について

去る6月25日に三重県いじめ調査委員会から知事に答申されました提言をふまえて、再発防止に向けて取り組んでまいります。まず、資料1、経緯のところですが、令和2年5月に発生した県立高校におけるいじめの重大事態事案について、高校が設置した第三者調査委員会は、令和4年2月に調査報告書を公表しました。しかし、保護者からいじめの事実確認が不十分等として、再調査の要望がございまして、三重県いじめ調査委員会で、令和4年10月から令和6年5月まで再調査が実施されました。この調査結果をふまえた委員会からの提言は、次の1から7のとおりです。主なものについて触れますと、1の「ある程度の情報を中学校と高校で共有できる仕組みの構築」、3の1つ目のポツ「いじめの後遺症についての教育現場への周知」、5にあります「市教委との連携」、6の2つ目のポツ「情報モラルに関する生徒の教育や保護者啓発」、7の「子どもアドボケイトの設置」等があります。これに対する再発防止策についてですが、大きく3つに分けてお示しいたしました。まず(1)として「体制強化」、これは提言の1、2、4、5を受けた取組ということでございます。①ですが、学校はいじめの重大な事案や継続する事案について、いじめ対応情報管理システムを活用して対応することといたします。このいじめ対応情報管理システムは、この4月から運用を開始したシステムでございまして、各学校がいじめの情報を随時入力し、学校と市町教委、県教委が情報を共有することで、いじめに迅速に対応しようとするものです。県教委ではいじめの状況に応じ、スクールカウンセラー(以下、SC)やスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)等による支援を行っていく予定です。それから、

②ですけれども、学校は校内いじめ防止委員会が可能な範囲で中学校から情報収集を行いまして、また状況に応じてＳＣ等の専門家の意見を聞きながら対応方針を決定します。これは現在もそのようにしているところなのですが、この対応をしっかりと徹底してまいります。続いて（２）「生徒等への対応」について申し上げます。これは、提言３、７を受けた取組ということで、「いじめの後遺症」と「子どもアドボケイト」に係る対応ということになります。まず①として、８月中にＳＣ、ＳＳＷを対象に「いじめの後遺症」と「子どもアドボケイト」についての理解を深める研修を実施いたします。その後、ＳＣ、ＳＳＷが各学校で周知を図っていくこととします。それから②として、学校は９月中に「いじめの後遺症」の視点を追加した「いじめの早期発見のための気づきリスト」をすべての保護者に配布します。この気づきリストは、学校と家庭が見守りの視点を共有して、いち早く子どもの変化を把握できるように、かねてより活用していたものですけれども、これを改訂するというものです。それから③として、「子どもアドボケイト」が必要となる局面があれば、県教育委員会が学校等に人材を派遣することとします。これは、現在すでに県教委のＳＣ、ＳＳＷの中に数名ですけれども、アドボケイトの資質を有する者がおりまして、その者の活用を想定しています。最後に（３）「人権教育の推進」ということで、提言６を受けた取組について申し上げます。①は現在行っています教員研修の一層の推進を図っていくというものです。②は、学校が警察や情報通信事業者等から提供される教材資料等を活用しまして、ＳＮＳの適正な利用等に係る取組を実施するというもので、これもすでに行っている取組の一層の推進を図るというものになります。それから最後に③として、県教育委員会は今年度中に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点を加えた弁護士によるいじめ防止事業の教材資料を作成することといたします。こうした取組を進めることによりまして、いじめ調査委員会からの提言にしっかり対応してまいります。

発表項目に関する質疑

○ 教職員の懲戒処分について

（質）市町名とか学校名とかで被差別部落の詮索とかされないようにということで、今回は学校名とか市町名を伏せるということですが、このようなことは今までの懲戒処分でありましたか。

（答）わいせつ行為のような場合は、もっと伏せていることが多いです。被害生徒を特定されることを避けるために、情報を明らかにせず発表させていただくことが多いですが、今回は地域と学校名のみ、伏せさせていただきたいと思います。

（質）この説示の方を見るとその相手方は三重県内に勤務する教育公務員であるということで、１人かなというふうに思ったのですが、説示自体はこの２人に対してされているものなのですか。

（答）説示では相手方は教育公務員として、単にそのように公表していたものですが、実際は２人でございます。

- (質) 今回改めてだとは思うのですけれども、今回このような教員としてはあるまじき行為と思うのですけど、こういうことになってしまったことについて受けとめを。
- (答) 差別のない社会を作っていくために、率先して役割を果たさなければならない教育公務員がこのようなことを行ったことに関しては、本当に痛恨の極みだと思っております。これは単に一教員の問題ということにせず、我々全員で受けとめて、しっかりと全教職員が自分たちの役割を認識できるように、今後とも取り組んでまいりたいと思います。
- (質) この減給10分の1、1月という処分なのですが、前あった交通事故の教員と、同じ処分程度なののですけれども、この処分程度になった理由を教えてくださいと思います。
- (答) 実は、部落差別行為による懲戒処分案件については、他県等も参考にできるものがあるかどうか見させていただきましたが、全国的にもありません。唯一、三重県の中で、約20数年前にあった事案がございまして、それが戒告処分でございます。それと比べて、社会的影響はそれほど変わらないのと思うのですけれども、今回は何といたっても、差別解消条例を策定して、県を挙げて差別を解消していこうと取り組んでいる矢先に起こっています。条例違反という項目がございまして、1段階処分をかき上げまして、減給処分とさせていただきます。
- (質) 減給というのは、懲戒解雇が一番重い処分だと思うのですけど。これはどういう順番になっているのですかね。
- (答) 懲戒処分は4段階ございまして、一番上が免職、2つ目が停職で、3段階目が減給です。そして最後4段階目が戒告になります。
- (質) 去年の7月7日に、内容証明郵便において、被差別部落の土地の購入を避けたいという意思表示を行ったとか。要は、その前にマイホームか何かを購入したというか。
- (答) そうです。この教諭は新しい家と土地を購入するために、不動産業者とのやりとりをして、実際、契約をしてきたところでございます。
- (質) いつごろとか。
- (答) 時期的にはそれほど遡らないですね、5月です。
- (質) その前には、この被差別部落のことに関する言及は、不動産会社に対してしていたのですか。
- (答) 全くそれはないです。
- (質) 突然購入した後に、一方的に話を出して、解約したいという旨の発言をしたと。
- (答) そうです。
- (質) 動画サイトの特定に場所とか、市町名とか学校とか、そういうことを見られるという、さっきおっしゃったことですが、今回の件ももうすでにそういうことになっていますか。
- (答 人権教育課) 現時点では、そのようなことは確認されておりません。

- (答) そうということが往々にしてあるということです。
- (質) この2人の教諭は、同じ学校か、違う学校か。
- (答) 明確には申し上げませんが、きちんとAとBと、区分して書いてありますので。
- (質) あと購入した日が去年5月だそうで。
- (答) そうです。
- (質) あと、もしわかればで、なぜその2人はここが被差別部落というのがわかったのか。
- (答) それは妻が、知人からそのようなことを聞き、あまりよくないようなことを言われたというのがきっかけです。
- (質) それを受けて業者に契約解除を申し立てたと。
- (質) 7月に土地の購入契約を解除していると思う。それに、事業者の方も同じだと思うのですが、それでもこの教職員の2人はこの事業者に対する批判を続けたこともあって、事業者は去年の11月に差別行為を県に申し立てていると思うのですが、批判を続けたことに対して、どうしてこの批判を続けたとか、そういったことについて言及とかされたりしていますか。
- (答) 要するに、その土地が被差別部落だということを教えていただいていたというところに対して不満を言っていたようです。
- (答 人権教育課) 本人の供述によりますと、仲介業者に支払う金銭面などにも、不満としての供述があったとわかりました。
- (質) 何か聞いている限りだと結構、県の聞き取りとかの要請に対して、何らかの理由つけて、例えば、諸般の事情があったのだと思うのですが、その文書で回答したとか、何か誠意に欠けるみたいな、そういう態度も、あったのではないかということを知っているのですが、そこに対して、なぜそういうふうになっているのかという細かいところは。
- (答) 我々の立場からすると、そのあたりの状況をお話するのは、避けておきたいという気はするのですが、我々としては、懲戒処分 of 聴取段階とか、そういうところでのお話はできるのですが、説示段階の話は、知事部局の方で対応していますので。
- (質) ただ知事部局だとしてもその対応について、聞き取りに誠実に応じたかは。
- (答) 簡単に申し上げますと誠実には応じてなかった旨は、少し聞いております。教育委員会としては、この懲戒処分に至るまでの聞き取りというのは、させていただいております。
- (質) この教諭の夫婦の、当時から現在にかけての仕事とか、あと出勤状況とかに変化はありますか。
- (答) 奥さんの方は、今病休を取られています。
- (質) 休職中か。
- (答) いえ、病気休暇です。
- (質) いつからですか。

- (答 教職員課) それは申し上げられない。
- (質) どういったものを理由に病気休暇をとられているとか。
- (答 教職員課) 事由とか、そういったあたりも申し訳ないですけど、申し上げられない。
- (答) 夫の方は、特段、勤務状況には変化はございません。
- (質) この人は教諭ということですけども、教壇には立っている人ですか。
- (答) 立っております。
- (質) ということは、児童にも教えているのですか。
- (答) 教えています。
- (質) そもそも発覚の経緯みたいなところというのは、仲介業者の方から県に申し立てがあったということか。
- (答) そうです。それは差別解消条例に基づいて知事の方に、報告があったということです。
- (質) それは7月ですか。
- (答 人権教育課) 相談自体は、その行為が行われていた後にされていたと聞いております。
- (質) 申し立ての時期はいつごろ。
- (答 人権教育課) 実際申し立てがあった、差別解消に関わる差別解消調整委員会の査定につきましては11月ですね。
- (質) 去年の11月に申し立てがあつて、今回この日に処分なのですが、この時期なのですけども、これだけかかるというふうなところは。
- (答) そもそも説示が行われたのが、2月末日ですので、これ2月29日だと思います。我々が、このことを知ったのはそのときになりますので、そこから我々としては、本人の聞き取りを行ってきています。そもそも我々懲戒の事案は、丁寧に事情も聞き取りしますし、実際の処分量定がこれでいいのかどうか、弁護士に確認しながらやりますので、一定の時間はかかるものがございます。あまり厳しい処分をしすぎると懲戒権の濫用と言われますし、あまり軽すぎるとご批判も頂戴しますので、しっかりと検討もしながら今日に至っているということです。
- (質) 教育委員会が知ったのは2月の末。11月じゃなくて2月。
- (答) そうです。申し立てが行われたのが11月で、説示が行われたのが2月。
- (質) それで初めて教育委員会が知った。
- (答 教職員課) 2月29日に共有されています。
- (質) でも対象は教員なのに、教育委員会に連絡がいかないのですか。
- (答) そうですね、実際説示をするのかもわからない段階では来ないのだと思います。たまたま第一号は教員だったのでですけども、これからの説示に関してはどういう方が対象になるかわかりません。例えば他団体とか企業の方が対象だった場合に、その検討段階でなかなか情報を言わないのではないかなという気はします。一応そういう仕切りではないのかなと思います。
- (質) だけども業者は教員がこんなこと言ったということで、申し出があるのですよね。

(答) そうです。

(答 人権教育課) この説示が行われたこと自体は2月29日でございます。この度、第一号として教員が説示の対象となったということであるわけですが、教育委員会としての対応として、どのように判断するのがよかったかというところは、私たちとしても、二度と起きてはならないこととございますけれども、今回と同様の事案があった時には、またその対応の検討などは今後していかなければならないなどは考えております。この度は私たちに具体的な情報等について、その説示が実際に行われたというところからの共有スタートとはなっておりますが、今後の対応の検討、二度とこのようなことがあってはなりません、検証していく必要があるかなと考えております。

(質) 申し立てがあったのにそれが県教育委員会に伝わっていないことについては。

(答) どこかの課に伝わっていたら必ず私のところにこういう案件は報告があるはずですが、実際自分が聞いたのはこの時期ですので、伝わってないと思いますけれども。

(質) では、教育委員会が把握したのは2月の何日ですか。

(答 人権教育課) 教育委員会に正式に届いたのは。

(質) いや、正式にはなかったとしたらいつですか。

(答 教職員課) 2月29日です。一応その29日に教育委員会として。

(質) 一応、正式に、いろいろと冠がついていますけれども、ずばり正式であろうがなんだろうが、一報目、県教委の方に情報が届いたのはいつでしょうか。

(答 人権教育課) 2月29日に説示が成立したということで、実際に共有があったという次第です。

(質) 実際に。

(答 人権教育課) 私たち教育委員会に共有がなされました。これは2月29日でございます。

(質) 共有がなされた。いや共有がなされたわけじゃなくて、教育委員会が一番最初の情報を把握したのは。

(答 人権教育課) この申し立てが行われたのが11月末でございました。その申し立てが行われたところで、12月に私たち教育委員会のところに情報としてはいただいているところです。

(質) やっぱ聞き方でこうも変わるの。その上でお尋ねしますよ。その12月の時点で、この教諭の方の、今非公表ですけど、名前も含めて情報があったわけですか。

(答 人権教育課) 資料に基づいて共有をいただいたところでございます。

(質) だとすると、申し立てのタイミングではなくて、また説示のタイミングでもないタイミングで情報が入ってくるというのは、それはどういう経緯だったのですか。

(答 人権教育課) 申し立てはすでに行われています。

(質) そうですね。でも申し立てのタイミングで入ってきたわけではないわけですよね。この時期にその情報が。ちなみにどこから入ってきましたか。県の方から。

- (答 人権教育課) 条例を担当していますのは環境生活部でございます。
- (質) 口頭で入ってきたという感じですか。正式ではないけれどもという。
- (答) 非公式の情報共有みたいな感じなのですかね。
- (質) その上で正式にはという、あえてそういう言葉をつけるのなら2月。
- (答) そうですね、自分のところに来たのは2月の最終日あるいは3月の初頭あたりだと思います。正式にこういうことがないと正式に動くものではないので。
- (質) どこまでを実名で共有するのかという話ですけれども、県としては基本的に公に公表される情報としては、説示は名前も非公開ではないですか。
- (答) そうですね。
- (質) ですが県教委の方には、実名で情報提供があったわけですね。
- (答) そうでないと事情の聞き取りもできませんし、当然そうです。
- (質) 一方で、これ別組織ではありますよね。
- (答) 別組織です。
- (質) これは何かそういう建付けでそういうことができるようになっているのですかね。
- (答) 当然、説示が行われるのは、こういう非違行為をこれから起こさないようにという趣旨があると思うのですね。ですので、その行為に対して、一定処分なり再教育なりしていく必要がありますので、当然個人が特定されるように情報共有はされるはずですよ。
- (質) 常識的にはそれにしても、ある意味では一方で個人情報という側面もあるわけだから、それをどういうふうに、これ県当局の方の話だと思いますけど。
- (答) はい。多分条例の趣旨からすると、今後の再発防止に向けて一定の情報共有はするということになると思います。
- (質) もう1つ、その当該市か町か分からないけれども、その教育委員会に対しては、何かこの情報は共有されて、現場で何か対応が行われているとかありますか。
- (答) 服務監督を行う責務があるのは、市町教育委員会でございますので、今回の件に関しては市町教育委員会とも共有をして対応しています。実際に学校の中でどういう担当をさせるのかとかも、それは市町教育委員会、あるいは学校長が決めますので、しっかりと共有させていただきます。今後の再教育にも非常に影響がありますので、そこは連携して取り組んでいくつもりです。
- (質) その上で、学校にも共有されているということでしたけれども、例えば保護者とか児童に対しては、どういうふうな対応を取っていますか。
- (答) 共有はしていません。今日の資料の範囲でしか外には出しませんものですから、市町教育委員会、学校、そういうラインでしか出ません。
- (質) これも理由はいかがですかね。あえてお尋ねしますけど。
- (答) やっぱり先ほど申し上げた、地域の特定を避けるとか、そういう部分の方を重く捉えています。保護者とか子どもたちと共有することも重要かもしれませんが、地域とか学校名を特定しないということの方を重く見ておりまして、その結果、子どもたち、

保護者には共有しないという結果になったということになります。

(質) 匿名、地域等を伏せる理由についてお尋ねするけれども、1つは土地の詮索ということもあると。あとはご発言の中で、その仲介業者が明らかになってしまうということも理由として挙げていましたが、何に害があるということですか。

(答) その理由が一番大きいかなとは思っています。申立人を保護するという意味でもわからないようにしないといけないと思っています。

(質) 仲介業者が明らかになることで、何が害されるというふうに先ほどおっしゃっていましたか。

(答) 申立人の正当な利益を害する恐れがあるということを申し上げました。

(質) 約20年前に、懲戒処分の事例があったと。これは具体的にどのような話なのですか。

(答) 公立学校の教諭が、同和地区を有する町内会から、分離運動を進めて、その過程で、結婚差別発言をしたことに対して、当時の社会的影響などから、戒告とした事案がございます。平成12年でございます、処分日が。西暦2000年ですね。

(質) 何月ですか。

(答) 5月、処分したのは5月です。

(質) この発言をしたのはいつになるのでしょうか。

(答 人権教育課) 1999年の4月です。

(質) 1999年の4月に発言を行って、翌年2000年の5月に処分をした。

(答 人権教育課) そうです。

(質) 今後の対応で、すべての公立学校での研修を実施のところで、これはもうした、これから。

(答) 今ちょうどしているところで、まず全教職員に動画の視聴をさせまして、そして各校の人権担当の教諭がおりますので、その人たちに研修した上で、その人権担当の教諭が学校に帰って全校で校内研修するというところで進めています。今ちょうど進めているところですね。

(答 人権教育課) はい。7月から9月の間で行うこととし、各学校で計画を立てて進めております。

(質) 最後に学校に帰って校内研修をするまでが、9月までに終わるということですか。

(答 人権教育課) はい。9月までに終了するよう、依頼しているところでございます。

(質) この内容証明郵便において、この被差別部落の土地を避けたいというのも書面で書いてということですか。

(答) そうですね。

(質) その上で契約を取り消したいと。

(答) はい。ですので、証拠がもうはっきりと残っているということです。

(質) 差別解消条例はいつ策定されたのですか。

(答) 令和4年です。

- (質) 何月ですか。
- (答 人権教育課) 5月です。
- (質) 一応確認なのですけど、これ、契約の解除を申し出て、実際にはこれ解除されたという事でいいですか。
- (答) はい。されました。
- (質) 説示が実施されるときは、説示はこの教諭に対してされるわけじゃないですか。教育委員会に対しても説示はあるのですか。
- (答) 我々組織に対する説示というのはありません。
- (質) ないですよ。そうすると、その個人がわかるというのはちょっと意味がわからないのですけど。道理として、教員に対して説示されるのだったら、その人は説示を受けたというのがあるのだと思うのですけど、そこからどう教育委員会と情報共有がされているのかというのは、それはどういう建付けで。
- (答) 当然こういうのは、再教育なり、所属がしっかり責任を持って、今後再発しないよう教育していく必要がありますので、それは本人に対する説示をすると同時に、その勤務先であるところにも同時に通知されるのだと、そういうふうに解釈しています。
- (質) 説示自体はその個人に対して来たけれども、通知か何か来たということですか。
- (答 教職員課) 教育委員会に対して、環境生活部から、その説示の実施について通知を受けまして、それに関しても、市町教育委員会の方にも情報提供している状況です。
- (質) 県教育委員会に対して、通知が来た。市か町かわからないですけども、そっちの教育委員会には県教委を通じて情報共有したということですね。教育委員会だったらわかるのです。教育委員会だったら同じような組織ですから。ところが民間企業とかだったら、わかりませんよね。
- (答) それは、環境生活部に聞いて欲しいですけど。おそらく企業に対しても通知すると思います、趣旨からすると。
- (質) わかりました。伺いたいのが、懲戒処分に対して、当該職員に対して聞き取りとかすると思うのですけど、そのときの態度というのはどうでしょうか。
- (答) まず、説示で述べられていることについて、真摯に認め、深く反省いたしました。特に売主に対して大変申し訳ないことをしてしまったと深く反省しています。教育公務員が部落差別をしてしまったことについて、非常に教育公務員に対する信用を傷つける行為であったと深く反省しています。一方、部落差別を受けた経験のある方など、さまざまな立場の方にどのような影響を及ぼすのかといったことについて、もう少し理解を深めていただかなければならないというふうに考えておりました。我々としてはこの処分ですべてで終わりでなくて、しっかりと再教育をしていくつもりですし、本人も再教育を受ける意向を示しています。
- (質) どっちがですか、夫婦ともにですか。
- (答) 夫です。妻は、病気休暇を取っていますので。

- (質) ちょっとマニアックな話ですけど、錯誤だと、民法的には多分解除できない、取消ししかできないと思う。取消しでいいですか。
- (答) さすがにちょっとわからないのですけど。結局、売り主が受け入れたということだと思うのですけれども。
- (質) 平成12年5月の戒告処分ですけど、公立学校、これも小学校か、中学校かは、それは。
- (答) これは、どこまで明らかになっているのですかね。
- (質) これ、当時は公表していたのですかね。
- (答) 戒告ですので、公表しています。
- (質) していますよね。今回処分にあたって、他県の例を参考にしたけれども、例がこれ以外なかった。それはどういうケースでこう調べてみたけどなかったという、部落差別に関する教員の行為ということで調べられたということですか。
- (答 教職員課) 差別発言を行った。
- (質) 部落差別かどうかというわけではなく、差別発言による教員への処分というのは、そんなにないものなのですか。
- (答) そうですね。これまで処分という形で対応したということは、あまりないかもしれません。
- (質) その上でもう、確認できたのは、いみじくもこれ三重県内での事案だったというわけですね。
- (答) おっしゃるとおりです。
- (質) またさらにそれが差別の中でもまた、被差別部落に関する発言であったということですよ。これは、他県のを過去に遡れないからわからなかったということですか。
- (答 教職員課) 他府県に照会をかけた上で、回答があった中で判断しています。
- (質) 平成12年の処分については、県も公文書の保存期間がまだあるわけですが、記録されているということですか。
- (答) これは30年保存かと思います。
- (質) ちょっとさっきも話していて、教員の行為は、教育長も認められたように、部落差別行為であるということもさることながら、これ、売り主、仲介業者に対しては、例えばカスタマーハラスメントではないかと。つまり、その人に対して、業者に対して差別したというよりは、この業者に対しては迫ったということですよ、解除を。非難し続けた。この行為は直接に言うと、カスハラに当たるとか、そっちの方の議論もしないといけないような気がするのですか。
- (答) さすがに今回は説示をもとにして検討いたしましたので、そのあたりまでの検討は行っていません。
- (質) ただ処分に至っては、当然その非難し続けたというところも踏まえた上での量定にしてあるという。

- (答) なんていうか、細かいことまで全部把握して処分に入れているかという、そういう考え方ではなくてどちらかという総合的に判断しています。ある意味ではそのことも考慮に入れているということにはなります。
- (質) というのも、今回の話を、差別ということでの再発防止ということですけど、そういった形で契約の相手方を非難し続けるであったりとか、根拠のない迫り方をするようなことに対しては、何かこう、資質向上とか。再発防止をしなければならないようにも感じ取れてしまうのですが、そこはありますか。
- (答) 今まではそういうふうには考えておりませんでしたけれども、今いただいた意見なども参考にしながら今後は対応していきたいなど。
- (質) 調べてみたら平成12年の当時の報道で校名が出ていますが。
- (答) コメントをここでは申し上げませんが、ネットで検索できるはずですよ。
- (質) 県教委が事実を知ったのが、正式に2月かもしれないけど、実は11月に知っていたということですよ。そうすると先ほどの答えは、嘘をついていたということですかね。
- (答) 正式に行われた、行われてないというところが基本だと思います。私どもに説示について通知が来たのが2月29日ですので、そこから動き始めています。
- (質) そのことについて、申し立てがあったときに知っていたはず。いつ知りましたかと聞いたら、2月だという話ですが。
- (答) これは私の立場として申し上げていますので、私自身が知ったのは2月で間違いございません。こういうことは、一定水面下で情報共有していただいているみたいなことがあって、正式に動かなければいけないときになって、情報が上がってくるということもございまして、今回そういったケースだったのかなというふうに思います。悪い情報というのは早めに上げていかなければならないと思いますので、組織内の情報共有という点では反省したいと思います。

○ 三重県いじめ調査委員会の提言をふまえた再発防止の取組について

- (質) 亀山市の教育委員会の連携という話が出ていますけども、当時の女子生徒が所属していたのは亀山市の中学校ということだから。
- (答) 当時は亀山市内の中学校で、そしてそこから県立高校に進学したということでございます。
- (質) いじめの調査の件で、1点だけ教えてください。いじめ対応情報管理システムを今年から導入し、それを使って体制を強化するというのはわかるのですが、このいじめの後遺症の視点を追加したこの気づきリストについて、気づきリスト自体はいつから作っていたのですか。
- (答) 令和2年です。
- (質) 弁護士によるいじめ防止の教材資料を作成するというのは。
- (答) 今年度中に、弁護士のいじめ予防授業について動画を作成するとして、予算をつけて

ありますので、そこに、そういうことを盛り込んでいこうというふうに考えています。

(質) アドボケイトの資格を持っている人が中にいるのですか。

(答) 数名ですけれどもおります。

(質) 県のいじめの調査の件なのですけど、改めて教育長からコメントいただいてもよろしいでしょうか。

(答) 県立高校の中で、こういった形でいじめが起こって、転学をすることになったということに関して大変重く受けとめております。再調査になって提言もいただきました。これを実行していくことが我々の責務だと思いますので、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

(質) これまでの調査の過程等で、何か課題とか問題点、反省点はありますか。

(答) そうですね、これはもともと大分前の案件なのですよね。令和2年頃なのですけれども、中学校と関係している事案であるとかわかっておれば、当時から県教委主体の調査をした方がよかったのかなと、今になっては思うのですけれども。当時の判断では、高校を中心とした調査委員会で行っていて、そのあたりも、後から指摘もされておりますので、今後とも調査委員会の立ち上げ方とか、こういった点をふまえた対応はしていきたいと思います。

その他の項目に関する質疑

○菰野高等学校野球部について

(質) 一部報道で、菰野高校の野球部の監督が、大会直前に、不適切な発言等で、交代させられたという話が出ていたのですけれども、そのことに関連して県教委として何か把握していることはございますか。

(答) 言える範囲で申し上げます。6月中旬に関係者から、菰野高校に対しまして、監督の不適切な指導について訴えがございましたので、学校長を中心として、指導者と部員に事実確認を行いました。そうすると一部の行為については事実だということが判明しまして、これは体罰が疑われる事象でございますので、これから教育委員会として事実確認を行っていく予定です。

(質) 本格的な調査はこれからということ。

(答) 6月中旬に訴えがあり、学校で調査をしていて、7月の中旬になって県教委の方にきています。

(質) その現状と暫定的な対応についても、改めて教えてもらっていいですか。

(答) 学校長の判断で、部活の指導は控えさせているというふうに聞いています。高野連の方も対応していくのだと思うのですけれども、その辺は具体的には分かりません。

(質) その体罰が疑われる事象について聞きたいのですけれども、6月中旬に、関係者から学校に対して監督の不適切な指導があると申告があった。それで、7月の中旬頃から、県教委も入って一緒に調べていくという認識でよいか。

(答) そうです。県教委への報告がございましたので、これから調べていくということになります。

(質) 体罰が疑われる事象があったとは、どういうふうな解釈ということになるのですか。

(答) 6月中旬に訴えがあった事象を、校長が生徒や監督に対して、事実確認を行った時点で、そこから入ってくる情報を見ていて、これはひょっとしたら体罰かもしれないというふうに考えています。ただし、その内容は、まだ我々は確認していませんので、ここではちょっと申し上げられないと思いますけれども、もしそうであれば、近いうちにはそういう判断になろうかと思います。

(質) 現時点では体罰が疑われる事象については一切お答えできないと。

(答) そうですね。申し訳ありません。もし違ったらいけませんので。

(質) この事象に関して、監督側は認めているのですか。

(答) 具体的に細かいことまではまだですけど、実態としては、総合的には認めているということによろしいと思います。そこを掘り下げて我々しっかり聞かないといけないということです。

(質) 監督はどのような身分の方ですか。

(答) 学校の教諭で、再任用です。60歳で定年を迎え、65歳まで再任用できますので、再任用の期間にある教諭です。

(質) これは今のところ、学校が調査しているということですか。

(答) 今までは学校が調査してまして、これから県教委が調査することになります。

(質) 取材対応は学校側ですか、それとも県教委ですか。

(答) これまでのことであれば学校側なのでしょうけども、なかなか今の時点で、明らかにするのはどうかという感じはします。

(質) 今暫定的に指導から外れているとことですが、その対応したのはいつからですか。

(答) 6月17日から訴えがあつて、間もなく指導を控えています。

(質) それは校長の判断か。

(答) そうです。

(質) 処分の可否を判断するために、県教委で調べていると。

(答) そうです。

以上、16時58分終了